

令和2年

国勢調査結果書

富士市

は じ め に

この報告書は、令和2(2020)年10月1日現在で実施された国勢調査の結果を活用するため、総務省統計局の調査票情報を用いて、富士市において独自集計したものです。

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査で、大正9(1920)年に第1回調査が行われ、今回が21回目となります。

富士市では、指導員174人、調査員1,046人をもって調査に当たりましたが、市民各位の御協力により円滑に遂行でき、ここに報告書を発行する運びとなりました。

本書を行政の参考として、また、富士市民の実態を知る資料として、少しでも御利用いただければ幸いです。

結びに、この調査に御協力いただきました市民各位をはじめ、関係者の方々に対し、心からお礼を申し上げます。

令和5(2023)年5月

富士市総務部総務課

目 次

I	利用の前に	1
II	令和2年国勢調査結果の概要	12
	1. 人 口	13
	2. 人 口 構 造	15
	3. 世 帯	17
	4. 住 居 の 状 態	19
	5. 就 業 状 況	21
	6. 従業地・通学地別人口	23
	7. 高齢者のいる世帯	24
	8. 外国人の人口	25
	9. 人口集中地区	26
III	統 計 表	27
	第1表 年齢<各歳>、男女別人口	28
	第2表 配偶関係<4区分>、年齢<5歳階級>、男女別15歳以上人口	30
	第3表 労働力状態<8区分>、男女別15歳以上人口	31
	第4表 産業<大分類>、従業上の地位<8区分>、男女別15歳以上就業者数	32
	第5表 産業<大分類>、年齢<5歳階級>、男女別15歳以上就業者数	34
	第6表 世帯人員<10区分>別一般世帯数及び一般世帯人員（単身者特掲）	36
	第7表 世帯の家族類型<22区分>別一般世帯数、一般世帯人員及び親族人員	36
	第8表 夫の年齢<7区分>、妻の年齢<7区分>別高齢夫婦世帯数	38
	第9表 住居の種類・住宅の所有の関係<6区分>、世帯人員<7区分>別住宅に住む 65歳以上世帯員のいる一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上世帯人員及び 1世帯当たり人員	39
	第10表 経済構成<12区分>別一般世帯数、一般世帯人員、就業者数及び1世帯 当たり人員	40

第11表	住居の種類・住宅の所有の関係< 6区分>別一般世帯数、一般世帯人員及び 1世帯当たり人員	41
第12表	住宅の建て方< 8区分>、住居の種類・住宅の所有の関係< 6区分>別 住宅に住む一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	42
第13表	常住地による従業・通学市区町村又は従業地・通学地による常住市区町村別 15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数	43
第14表	年齢< 5歳階級>、男女別人口（人口集中地区）	44
第15表	産業< 大分類>、従業上の地位< 8区分>別15歳以上就業者数（人口集中地区）	45
第16表	男女別人口、人口増減（平成27(2015)年～令和2(2020)年）、 世帯数（県内市別）	46

IV 国勢統計区境界図 47

V 国勢統計区別統計表 48

第17表	年齢< 5歳階級>、男女別人口	49
第18表	労働力状態< 2区分>、男女別15歳以上人口	57
第19表	産業< 大分類>、従業上の地位< 3区分>、男女別15歳以上就業者数	59
第20表	産業< 大分類>、男女別15歳以上就業者数	61
第21表	世帯人員< 10区分>別一般世帯数、一般世帯人員、施設等の世帯数及び 施設等の世帯人員（単身者特掲）	65
第22表	経済構成< 12区分>別一般世帯数及び一般世帯人員	67
第23表	住居の種類、住宅の所有の関係< 6区分>別一般世帯数、一般世帯人員及び 1世帯当たり人員	73
第24表	常住地による従業地・通学地別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数	76

I 利 用 の 前 に

1. 調査の趣旨

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、昭和22(1947)年の臨時国勢調査を除いて、大正9(1920)年以来ほぼ5年ごとに行われており、令和2年国勢調査は第21回目を数える。

国勢調査は、大正9(1920)年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、令和2年国勢調査は大規模調査である。

調査の目的は、全国・都道府県・市区町村の人口や配偶の関係、産業及び職業の構成などを明らかにすることによって、議員定数をはじめ、少子高齢化対策、地方交付税の算定基準など行財政にとって欠くことのできない基礎資料を得ることにある。

2. 調査の時期

令和2(2020)年10月1日 午前零時現在によって行われた。

3. 調査の法的根拠

令和2年国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令(昭和55年政令第98号)

国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和59年総理府令第24号)

4. 調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において「常住している者」について行った。「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。例えば、出張、出稼ぎ、旅行などで一時的に自宅を離れている者は、自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は自宅で調査し、3か月以上にわたる場合はその出張先や旅行先で調査した。なお、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- ① 通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- ② 病院又は診療所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

5. 調査事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員に関する事項)

- ① 氏名
- ② 男女の別
- ③ 出生の年月
- ④ 世帯主との続き柄
- ⑤ 配偶の関係
- ⑥ 国籍
- ⑦ 現住居での居住期間
- ⑧ 5年前の住居の所在地
- ⑨ 在学、卒業等教育の状況
- ⑩ 就業状態
- ⑪ 所属の事業所の名称及び事業の種類
- ⑫ 仕事の種類
- ⑬ 従業上の地位
- ⑭ 従業地又は通学地
- ⑮ 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

- ① 世帯の種類 ② 世帯員の数 ③ 住居の種類 ④ 住宅の建て方

6. 調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市町村—国勢調査指導員—国勢調査員の流れにより行った。調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が9月14日から世帯を訪問し、インターネット回答利用ガイド、調査票（紙）、調査票の記入のしかた、郵送提出用封筒の4点の調査書類を封筒に入れて配布した。

調査の回答は、インターネット、郵送、調査員等への提出の3つの方法とした。

○インターネット回答（9月14日～10月7日まで）

○調査票の郵送提出又は調査員等への提出（10月1日～10月7日まで）

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、その近隣の者に質問することにより調査した。

7. 用語の解説

(1) 人口

ア 国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口である。

イ 日本国内に常住する外国者は、基本的に調査の対象とした。

ウ 調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいう。（「常住している」については、4. 調査の対象を参照）

(2) 年齢

「年齢」は、令和2(2020)年9月30日現在の満年齢を基にして集計している。なお、令和2(2020)年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としている。

(3) 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

未婚 — まだ結婚したことのない者

有配偶 — 届出の有無に関係なく、配偶者のある者

死別 — 配偶者と死別して独身の者

離別 — 配偶者と離別して独身の者

不詳 — 未回答などにより配偶関係が判断できない場合

(4) 世帯の種類

昭和60(1985)年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

ア 一般世帯

(7) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

(4) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(5) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

イ 施設等の世帯

(7) 寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）

学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(8) 病院・療養所の入院者（世帯の単位：棟ごと）

病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり

(9) 社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）

老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(10) その他（世帯の単位：一人一人）

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

(5) 世帯主・世帯人員

ア 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

イ 世帯人員

世帯を構成する人（世帯員）の数をいう。

(6) 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

ア A－親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

イ B－非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

ウ C－単独世帯

世帯人員が一人の世帯

エ 世帯の家族類型「不詳」

世帯の家族類型が判定できない世帯

(7) 3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合を含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代で構成する世帯は含まない。

(8) 母子世帯・父子世帯

ア 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

イ 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

ウ 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯

(9) 住居の種類

ア 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）
一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

イ 住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

ウ 住居の種類「不詳」

未回答などにより住居の種類が判定できない場合

(10) 住居の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

ア 主世帯

「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

(ア) 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。

(イ) 公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合

(ウ) 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合

(エ) 民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

(オ) 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合（家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。）

イ 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

(11) 住宅の建て方

昭和55年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分している。

ア 一戸建

1建物が1住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。

イ 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」も含む。

ウ 共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

- ・ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。
- ・ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11階～14階建」、「15階建以上」に5区分している。

エ その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

(12) 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものである。

ア 労働力人口

就業者及び完全失業者

(ア) 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者。なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

- ・ 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- ・ 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

a 主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

b 家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

c 通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合（通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。）

d 休業者

- ・ 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- ・ 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

(4) 完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

イ 非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者

(7) 家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

(4) 通学

主に通学していた場合（通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。）

(4) その他

上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

ウ 労働力状態「不詳」

未回答などにより労働力状態が判定できない場合

(13) 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、以下のとおり区分したものである。

ア 雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

(7) 正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

(4) 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

(4) パート・アルバイト・その他

- ・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
- ・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

イ 役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

ウ 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

エ 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

オ 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

カ 家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

キ 従業上の地位「不詳」

未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

(14) 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

令和2年調査の産業分類は、日本標準産業分類（平成25（2013）年10月改定）を基に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類となっている。

報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合があるが、その区分は以下によっている。

ア 第1次産業

A 農業、林業 B 漁業

イ 第2次産業

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

ウ 第3次産業

F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業

I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス事業 M 宿泊業、飲食サービス業

N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉

Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの）

S 公務（他に分類されるものを除く。）

※ 詳しい定義や内容例示については、日本標準産業分類

(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)を参照のこと。

産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含んでいない。

《注意点》

① 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっている。

② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。

(15) 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいい、以下の区分などで表章している。

ア 常住地による人口（夜間人口）

当該地域に常住している人口

(ア) 従業も通学もしていない

常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者

(イ) 自宅で従業

常住者のうち、従業地が自宅の者

(ロ) 自宅外の自市区町村で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者

(ハ) 他市区町村で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の者

a 自市内他区で従業・通学

21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内の他区の者

b 県内他市町村で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の者

c 他県で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者

d 従業・通学市区町村「不詳・外国」

常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者

(ニ) 従業地・通学地「不詳」

常住者のうち、従業地・通学地が不詳の者

※ 労働力状態が不詳の者も含む。

イ 従業地・通学地による人口（昼間人口）

「常住地による人口」から「流出口」を除き、「流入人口」を加えたもの

(ア) うち自市内他区に常住

21大都市の通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ市内の他区の者

(イ) うち県内他市町村に常住

通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の者

(ロ) うち他県に常住

通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の者

ウ 流出口

当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者

(ア) 都道府県の流出口＝[他県で従業・通学]

(イ) 市 町 村の流出人口＝[他県で従業・通学]＋[県内他市町村で従業・通学]

(ウ) 区 の流出人口＝[他県で従業・通学]＋[県内他市町村で従業・通学]
＋[自市内他区で従業・通学]

エ 流入人口

当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している人口

(ア) 都道府県の流出人口＝[うち他県に常住]

(イ) 市 町 村の流出人口＝[うち他県に常住]＋[うち県内他市町村に常住]

(ウ) 区 の流出人口＝[うち他県に常住]＋[うち県内他市町村に常住]
＋[うち自市内他区に常住]

オ 昼夜間人口比率

夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率（昼間人口／夜間人口×100）

《注意点》

- ① ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことだが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。
- ② 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。
- ③ この従業地・通学地については、昭和30年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていない。また、昭和35（1960）年以降の調査は従業地・通学地とも調査しているが、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していない。
- ④ 昼間人口は昭和35年調査から算出しているが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の者に限っており、この点が45年調査以降と異なっている。また、昭和55年調査から平成17年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていたが、22年、27年及び令和2年調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としている。

(16) 人口集中地区（D I D s =Densely Inhabited Districts）

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」としている。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含める。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきたが、7年調査からは基本単位区を基にしている。

(17) 基本単位区

「基本単位区」は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字等など）についての結果を利用できるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位である。これを表す基本単位区番号は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されている。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としている。それ以外の地域では、街区方式の場合に順じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって分けられた区域を基本単位区の区画としている。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されている。

基本単位区を用いた集計は平成2年調査から行っているが、昭和60(1985)年以前の調査には調査員の担当区域である調査区別の集計を行っていた。平成2年調査以降、調査区の設定も基本単位区を基に行うようになっており、通常、一つの基本単位区か、又は二つ以上の基本単位区を組み合わせ一つ調査区を設定する。ただし、世帯数の多い基本単位区については、これを分割して調査区を設定する場合があります、この場合は、基本単位区別の集計に加えて、各調査区についての集計も行っている。

8. 利用上の注意

(1) 本書に用いた記号

- ア 「－」 … 該当のないもの
- イ 「△」 … 減少したもの

- (2) この資料は、総務省統計局が公表した、令和2年国勢調査の結果のうち、富士市分をまとめたものである。なお、「分類不詳」の項目や四捨五入のため、合計と各項目の計は一致しない場合がある。また、本書は市の集計結果であるため、総務省統計局で公表する数値と相違する場合がある。
- (3) この資料の「平成17(2005)年(組替)の数値」は、「平成22(2010)年10月1日現在の市の境域に基づいて組み替えた平成17(2005)年の数値」である。
- (4) 本書で取りまとめていない統計については、以下を参照。

○政府統計の総合窓口【e-Stat】 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>)

○統計センターしずおか (<https://toukei.pref.shizuoka.jp/index.html>)